



島根県報

平成26年7月15日（火）

第2,614号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|---------------------------------|-------------|----|
| 原子力防災訓練実施支援等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱 | （原子力安全対策課） | 2 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 | （中 小 企 業 課） | 10 |

告 示**島根県告示第412号**

原子力防災訓練実施支援等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱を次のように定める。

平成26年 7 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

原子力防災訓練実施支援等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する原子力防災訓練実施支援等業務委託に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第2条 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の認定に係る審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を滞納している者
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 次条第1項の規定による申請に当たり虚偽の申請を行った者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

(入札参加資格審査の申請手続)

第3条 前条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した入札参加資格審査申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 個人にあつては、身分に関する誓約書（様式第2号）
- (3) 営業経歴書（様式第3号）
- (4) 委任状（契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。）
- (5) 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (7) 法人にあつては、申請日の属する事業年度の直前1年間における貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類
- (8) 個人にあつては、申請日の属する事業年度の直前1年間における青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、島根県防災部原子力安全対策課へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付する

ものとする。

(入札参加資格審査の実施)

第4条 入札参加資格審査は、随時行うものとする。

2 入札参加資格審査は、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 申請日の属する事業年度の直前2年間における年間平均売上額
- (2) 申請日の直前決算における自己資本の額
- (3) 申請日の前日における事業に従事する職員の数
- (4) 申請日の前日までの営業年数
- (5) 申請日の属する事業年度の前年度の流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(入札参加資格の認定)

第5条 知事は、入札参加資格審査に基づき入札参加資格を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(入札参加資格審査の結果の通知)

第6条 知事は、入札参加資格審査の結果を入札参加資格結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 第5条第1項の規定により入札参加資格の認定を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）の入札参加資格の有効期間は、当該認定を受けた日から同日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(変更届)

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第5号）により知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (3) 主たる営業所の名称及び所在地並びにその代表者
- (4) 第3条第1項第4号に掲げる委任状の記載事項

(認定の取消し)

第9条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき
- (2) 虚偽の申請により第5条第1項の規定による認定を受けたことが判明したとき
- (3) 営業を休止し、又は廃止したとき

(入札参加資格の取消しの通知)

第10条 知事は、前条の規定により認定を取り消したときは、入札参加資格取消通知書（様式第6号）により、その者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成26年7月15日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

入札参加資格審査申請書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

㊟

（個人にあつては、住所及び氏名）

島根県で発注される原子力防災訓練実施支援等業務委託契約に係る入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の認定に係る審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号（第3条関係）

誓 約 書

私は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

Ⓜ

様式第3号 (第3条関係)

| | | | | |
|------------------------|--|-----------|------------------|-----------|
| 営 業 経 歴 書 | | | | |
| 商号又は名称 (個人にあつては氏名) | | | | 年 月 日現在 |
| 営 業 所 等 | 名 称 | 所 在 地 | | 電 話 番 号 |
| | | | | |
| 直前3年の決算 | | 年 月 千円 | 年 月 千円 | 年 月 千円 |
| | 決 算 期 資 産 総 額 負 債 総 額 自 己 資 本 売 上 高 経 常 利 益 | | | |
| 従 業 員 数 | 技 術 関 係 従 業 員 | 人 | 事 務 関 係 従 業 員 | 計 人 |
| 主 な 業 務 実 績 (直前2年間) | 契 約 相 手 の 名 称 | 業 務 名 | 契 約 金 額 (円) | 契 約 期 間 |
| | | | | |

様式第4号 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事



入札参加資格審査結果通知書

資格がある
先に提出された入札参加資格申請書を審査した結果、
ものと認定したので通知します。
資格がない

記

- 1 業務委託名
- 2 登録番号 第 号
- 3 登録有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

㊟

（個人にあつては、住所及び氏名）

入札参加資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日付けをもって提出した入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届け出ます。

なお、この変更届の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務委託名
- 2 登録番号 第 号
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更事項 変更前
変更後

備考 変更事項の内容に関する証明書類を添付すること。

様式第6号 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事



入札参加資格取消通知書

年 月 日付けで認定した入札参加資格については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

- 1 業務委託名
- 2 登録番号 第 号
- 3 理 由

島根県告示第413号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年7月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

（仮称）ドラッグコスモス大津新崎店 島根県出雲市大津新崎町五丁目5番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年3月5日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,013平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項**ア 駐車場の位置及び収容台数**

65台（建物北側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

20台（建物西側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

65平方メートル（建物北側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

13.5立方メートル（建物内東側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項**ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

午前10時00分から午後10時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所（建物敷地北側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成26年7月4日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（島根県出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

島根県松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。